

協議会マーク使用規定

1 適用範囲

1.1 目的

この規定は、JASAクラウドセキュリティ推進協議会（以下「協議会」という。）の会員（以下「協議会員」という。）が、「協議会マーク」を使用する際の規定について定める。

1.2 用語の定義

この規定で使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 協議会マーク：協議会員であることを示すため、協議会がその協議会員に使用を許諾する標章。
- (2) 協議会マークの使用：次に掲げる行為を協議会マークの使用という。
 - ① 物に協議会マークを付する行為。
 - ② 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。次号において同じ。）による映像面に協議会マークを表示する行為。
 - ③ 物に協議会マークを付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に協議会マークを付して電磁的方法により提供する行為。
 - ④ 上記①から③において、物に協議会マークを付することには、その物を協議会マークの形状とすることが含まれるものとする。

2 協議会マークに係る権利

2.1 権利の帰属

協議会マークは、特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（以下「協会」という。）の業務上の信用の化体した標章であり、協議会マークに係る全ての権利は、協会に帰属し、協議会がこれを行行使する。

2.2 使用の許諾

協議会員は、この規定を遵守することを条件に、協議会マークの使用が許諾される。

2.3 譲渡の禁止

協議会による承諾なしに、前項の使用の許諾により生じる権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡し、引受けさせ、もしくは担保の用に供してはならない。

3 協議会マーク

3.1 協議会マークの意匠

協議会マークの意匠は、協議会ロゴ及び会員番号により構成され、各構成要素の配置

は図1のとおりとする。

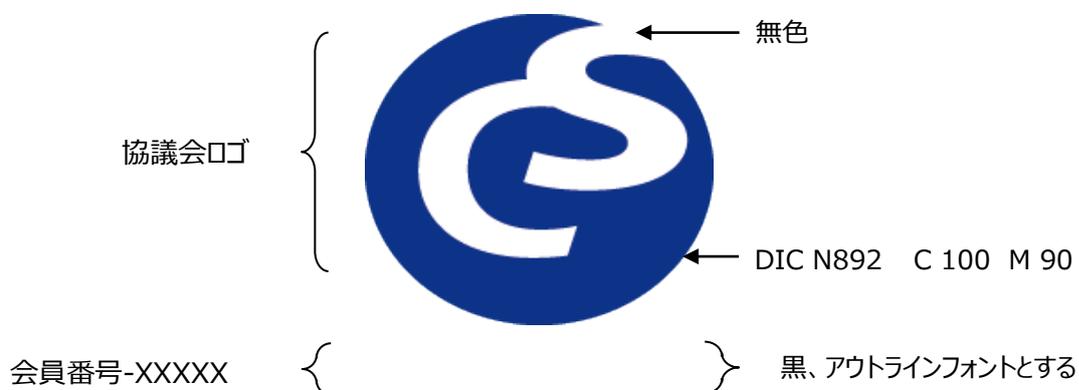


図1 協議会マークの構成図

3.2 協議会ロゴの電子データ

協議会が協議会員に提供する電子データをもって、協議会ロゴ（登録第5629427号）とする。

3.3 協議会ロゴの色

協議会ロゴは、単色で表示するほかは、その色彩を変えて表示してはならない。

3.4 協議会ロゴの形

協議会ロゴは、その形状の全部又は一部を変更又は削除してはならず、又は他の標章を結合してはならない。

3.5 協議会ロゴの縮小または拡大

協議会ロゴを縮小または拡大して表示する場合は、その縦横寸法比を変えてはならない。縮小する場合の最小サイズは、各部が明瞭に識別できる範囲としなければならない。

3.6 協議会ロゴの協議会マーク以外の表示の禁止

協議会ロゴは、会員番号と共に用いることとし、協議会マークを表示する以外の用途に使用してはならない。ただし、協議会が協議会ロゴの用途を別途指定した場合はこの限りではない。

3.7 類似する標章の使用禁止

協議会ロゴ又は協議会マークに類似する標章を使用してはならない。

4 協議会マークの使用

4.1 付与の対象

- (1) 協議会マークは、自組織の案内、名刺、クラウドコンピューティングサービス又は情報セキュリティに係るサービスのカタログ、パンフレット、説明書、宣伝・広告用資料又はそれらを入れた封筒、及びウェブページ等に付することができる。

(2) 協議会マークは、協議会以外の組織が定めたマークと併せて付することができる。

4.2 協議会へのリンク

ウェブページに協議会マークを表示する場合には、協議会マークに対し、協議会が指定するウェブページへのパイパーリンクを設定する。

5 協議会マークの使用の制限

5.1 使用期限

協議会マークは、協議会員の地位のある期間、使用できる。

5.2 保証の禁止

協議会マークは、情報セキュリティに関する何らかの保証を与えるかのような誤解を招く態様で使用してはならない。

6 協議会マークの使用の禁止

6.1 使用禁止

協議会マークは、次に掲げる場合には、使用してはならない。

- (1) クラウドコンピューティングサービスの利用者の利益を害すると認められる場合
- (2) 協議会又は協会の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 協議会又は協会の活動の趣旨に反すると認められる場合
- (4) 特定の政治活動や宗教活動に関するものであると認められる場合
- (5) 法令や公序良俗に反すると認められる場合

7 協議会マークの使用中止

7.1 使用許諾の解除

協議会員は、この規定に違反して協議会マークの使用許諾を解除された場合には、協議会マークの使用を中止しなければならない。

7.2 協議会の退会、除名、資格停止

協議会員は、協議会を退会した場合、協議会により除名、資格停止の処分を受けた場合には、協議会マークの使用を中止しなければならない。

8 協議会マークの処分

8.1 電子データの処分

協議会員は、使用期限、使用中止等により協議会マークを使用できない状況になった場合、協議会マーク又は協議会ロゴに関する電子データを消去しなければならない。

8.2 印刷物の処分

協議会員は、使用期限、使用中止等により協議会マークを使用できない状況になった場合、協議会マーク又は協議会ロゴを印刷したもの（紙、布、その他すべての有体物を

含む)を廃棄しなくてはならない。ただし、他者に配布済みの印刷物の回収は要しないものとする。

9 違反に対する措置

9.1 協議会員の違反

協議会員がこの規定に違反した場合、協議会は、是正要求、協議会マークの使用許諾の解除、違反の公表、登録の一時停止又は取消し、又は必要に応じて法的処置や他の適切な措置を講じることができる。

10 免責

10.1 免責

協議会マーク又は協議会ロゴの使用によって、協議会、協会又は第三者に損害を生じた場合は、使用した者が賠償の責めを負う。協議会は、自らが使用した場合を除き、侵害行為に対する保証も含め、協議会マーク又は協議会ロゴの使用に関するあらゆる法的な保証の義務を負わない。